

1 電子閲覧について

(1) 鹿児島県の電子閲覧について

本県では、建設工事等における電子閲覧について、平成20年度と平成21年度に実証実験を行い、平成22年度より試行を実施し、平成29年度より本格運用へ移行している。

(2) 電子閲覧について

電子閲覧とは、設計図書（図面、仕様書）及び参考資料（設計内訳等）（以下「閲覧設計図書」という）を電子化したデータ（以下「閲覧設計データ」という）を、インターネットなど電子的な手法を用いて閲覧に供することをいう。

電子閲覧は、電子入札を行う案件を対象とする。

(3) 紙による閲覧との違い

電子閲覧では、閲覧者の閲覧表への記名・押印は不要とする。また、紙媒体による閲覧設計図書の作成は不要とする。

(4) 電子閲覧に使用するデータについて

データの作成・閲覧においては、著作権及び個人情報の保護等を十分考慮する。

テキスト情報の保持を考慮し、PDF ファイルを優先して使用する。1 案件において PDF ファイルと DocuWorks ファイルが混在してもよい。

なお、効率的な運用を行うため、閲覧に支障がない範囲でデータ容量を小さくするよう努めること。

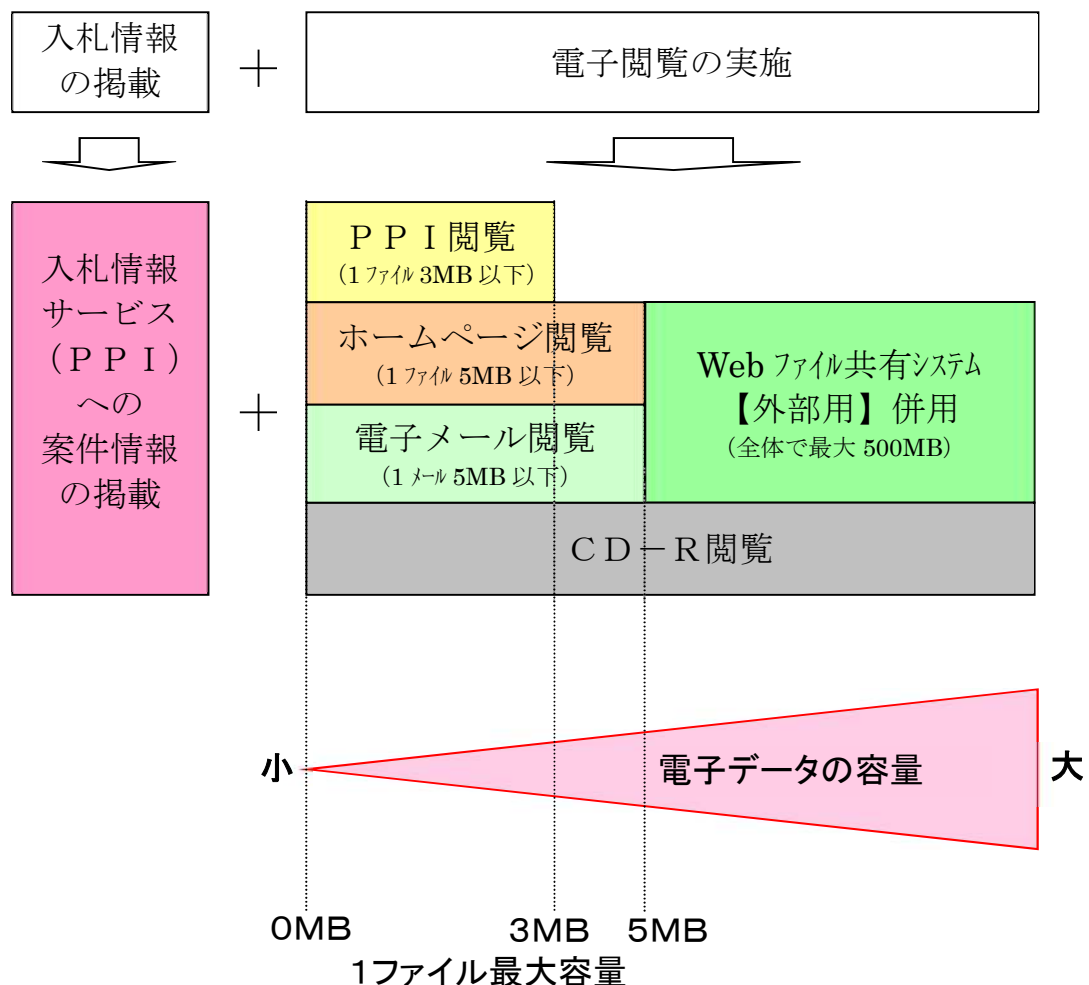
また、電子閲覧に使用する指名業者のメールアドレスについては、他の指名業者及び第三者へ漏洩しないよう細心の注意を払うこと。

2 電子閲覧の方法及び枠組みについて

(1) 電子閲覧の方法

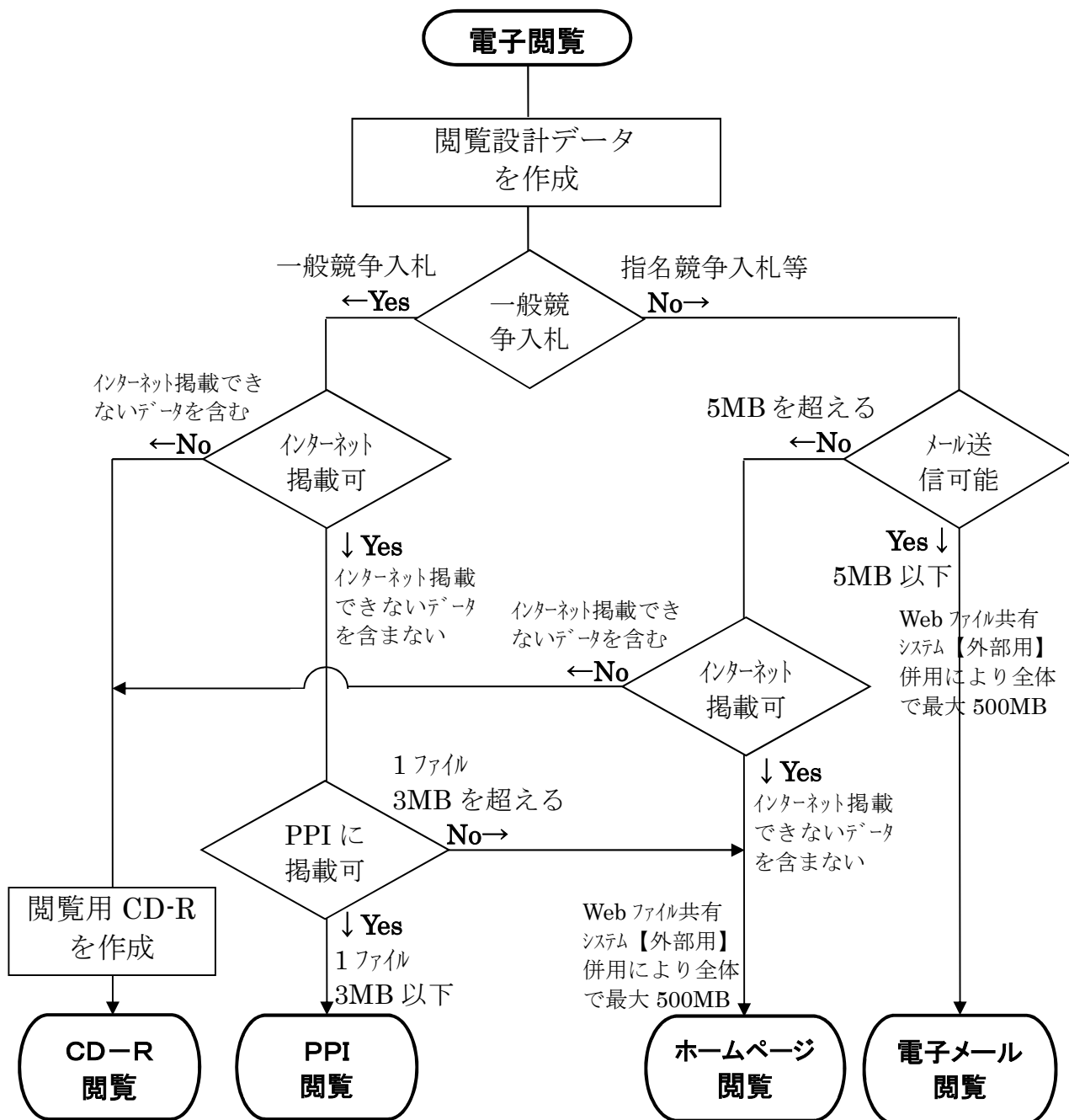
方法	データ容量	適用	注意事項
PP I 閲覧	1 ファイル 3 MB 以下 1 案件 10 ファイル まで	一般競争入札 (指名競争入札)	著作権や個人情報等を含むデータは掲載しない。
ホームページ閲覧	1 ファイル 5 MB 以下 ファイル数制限なし Web ファイル共有システム 【外部用】併用により 全体で最大 500 MB	一般競争入札 指名競争入札	著作権や個人情報等を含むデータは掲載しない。
電子メール閲覧	1 メール 5 MB 以下 Web ファイル共有システム 【外部用】併用により 全体で最大 500 MB	指名競争入札	入札参加者が特定される場合に使用。PP I へ案件情報を掲載。
CD-R 閲覧	最大 650 ~ 700 MB	一般競争入札 指名競争入札	3 MB 以内の主要なデータは PP I へ掲載。

(2) 電子閲覧の枠組み



3 電子閲覧の選定方法について

(1) 電子閲覧の選定フロー



※ 閲覧設計データ（閲覧設計書）は、紙の閲覧設計書と同様、契約時に契約図書とする。

※ インターネット掲載できないデータとは、著作権や個人情報等を含むもの。

※ PPI 閲覧は、1ファイル3MB以下、1案件10ファイルまで。

※ 電子メール閲覧は、1メールあたり5MB以下。

※ ホームページ閲覧は、1ファイル5MB以下、ファイル数に制限なし。

※ Webファイル共有システム【外部用】併用により、全体で最大500MB。

(2) 電子閲覧の適応表

	指名競争入札 1ファイル 3MB以下	指名競争入札 1ファイル 3MB～5MB	指名競争入札 1ファイル 5MBを超える	一般競争入札	インターネット掲載 できない 閲覧データを含む案件
PP I 閲覧	◎	×	×	◎	×
電子メール 閲覧	◎	◎	○ Web ファイル共有 システム【外部用】 併用の場合	×	◎
ホームページ 閲覧	△	△	○ Web ファイル共有 システム【外部用】 併用の場合	◎	×
CD-R 閲覧	△	△	△	△	◎

◎：適する，○：適応可能，△：使用を考慮する，×：適さない

※効率的な運用のため，1ファイルが5MBを超えるデータは，解像度調整やファイル分割を行い，5MB以下のデータへ変換することを原則とする。